

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく  
指定障害者支援施設に対する行政処分について（お知らせ）

下記の障害者支援施設に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第3項（同条第1項第2号及び9号準用）に該当する事実が認められたため、行政処分を行いました。

記

1. 処分する事業者等

- (1) 開設者：社会福祉法人民生会 理事長 瀧下貴之
- (2) 法人所在地：佐世保市光町1番35号
- (3) 処分事業所  
事業所名：白岳学園  
サービス種類：障害者支援施設  
(定員 施設入所支援40名、生活介護25名、就労継続支援B型15名)  
指定年月日：平成2年4月1日指定
- (4) 事業所所在地：佐世保市江迎町奥川内300番地1

2. 処分の内容

- (1) 指定の一部の効力停止（新規利用者の受入れ停止12か月）
- (2) 処分発効年月日：令和5年9月1日
- (3) 処分期間：令和5年9月1日から令和6年8月31日

3. 処分の理由

(1) 利用者に対する虐待

白岳学園において令和4年度に、身体的虐待5件、心理的虐待1件の計6件の虐待が確認された（いずれも被虐待者に治療を要するケガ等は無かった。）。

身体的虐待のうち1件は、当時法人の虐待防止に関して指導的な立場にあった者によるもので、重大かつ組織的に問題がある事案であり、うち1件は複数の利用者に対する不適切な身体拘束で、平成27年度に長崎県から同様の内容において改善勧告を受けている事案の再発である。

これらのことは障害者総合支援法第42条第3項に規定する人格尊重義務違反であり、同法第50条第3項で準用する同条第1項第2号に該当する。

(2) 関係法令違反

当該施設において虐待防止に関する職員研修が徹底されていなかった。

このことは障害者の虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律第15条に対する虐待防止措置義務違反に該当する。

また虐待行為を職員が把握していたにも関わらず、通報されなかったものが1件あった。

このことは同法第16条第1項に対する通報義務違反であり、これらのことは障害者総合支援法第50条第3項で準用する同条第1項第9号に該当する。